

## 1 条例・規則等

### 1-1 音更町附属機関設置条例【本編第3章第1節】

#### ○音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄にあげる執行機関に、同表の第2欄にあげる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄にあげるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄にあげる委員をもって組織し、その任期は同表の第5欄にあげるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(音更町防災会議条例等の廃止)

2 次にあげる条例は、廃止する。

(1) 音更町防災会議条例（昭和38年音更町条例第1号）

(2) 音更町交通安全運動推進委員会条例（昭和40年音更町条例第15号）

(3) 音更町総合計画審議会条例（昭和48年音更町条例第23号）

(4) 音更町特別職報酬等審議会条例（昭和47年音更町条例第13号）

(5) 使用料等審議会条例（昭和50年音更町条例第3号）

(6) 音更町勤労者福祉審議会条例（昭和49年音更町条例第44号）

(7) 音更町都市計画審議会条例（平成12年音更町条例第16号）

(8) 音更町住宅委員会設置条例（昭和26年音更町条例第44号）

(9) 音更町就学援助審議会条例（昭和60年音更町条例第15号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に設置されている次の表の左欄にあげる附属機関（以下「旧附属機関」という。）は、それぞれ同表の右欄にあげる第2条の規定により設置された附属機関（以下「新附属機関」という。）とみなす。

音更町防災会議	音更町防災会議
音更町交通安全運動推進委員会	音更町交通安全運動推進委員会
音更町総合計画審議会	音更町総合計画審議会
音更町特別職報酬等審議会	音更町特別職報酬等審議会
使用料等審議会	音更町使用料等審議会
音更町予防接種健康被害調査委員会	音更町予防接種健康被害調査委員会
音更町地域包括支援センター運営協議会	音更町地域包括支援センター運営協議会
音更町老人ホーム入所判定会議	音更町養護老人ホーム入所判定委員会
音更町自立支援協議会	音更町自立支援協議会
音更町障がい児保育実施判定委員会	音更町障がい児保育実施判定委員会
音更町勤労者福祉審議会	音更町勤労者福祉審議会
音更町地籍調査推進委員会	音更町地籍調査推進委員会
音更町都市計画審議会	音更町都市計画審議会
音更町住宅委員会	音更町住宅委員会
音更町就学指導委員会	音更町就学指導委員会
音更町就学援助審議会	音更町就学援助審議会
音更町いじめ問題等対策委員会	音更町いじめ問題等対策委員会
音更町児童生徒文化・スポーツ賞選考委員会	音更町児童生徒文化・スポーツ賞選考委員会
音更町生涯学習推進協議会	音更町生涯学習推進協議会
音更町青少年センター運営委員会	音更町青少年対策委員会

- 4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱され、又は任命されている者は、新附属機関の委員（以下「新委員」という。）として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、新委員の任期については、その者が旧委員に委嘱され、又は任命された日から起算する。
- 5 この条例の施行の日前に、旧附属機関に諮問等をした事項であって同日において現に答申等をされていないものについては、同日以後においては、新附属機関に諮問等をした事項とみなす。

(別表) 第2条、第3条関係

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	音更町防災会議	次にあげる事務を行うこと。 1 音更町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 2 災害が発生した場合において当該災害に関する情報の収集を行うこと。 3 水防計画の調査審議を行うこと。 4 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。	—	2年
	音更町交通安全運動推進委員会	交通安全の推進に関する事項について、審議を行うこと。	10人以内	2年
	音更町総合計画審議会	町の総合計画に関する事項について、審議を行うこと。	70人以内	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務調査費並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、審議を行うこと。	7人	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町使用料等審議会	使用料及び手数料等の額について、審議を行うこと。	15人	2年
	音更町予防接種健康被害調査委員会	次にあげる事務を行うこと。 1 疾病の状況等に関する調査等を行うこと。 2 診察内容についての資料収集を行うこと。 3 必要な特殊検査又は剖検についての助言等を行うこと。 4 その他予防接種健康被害の調査に関し必要な事務。	4人	2年
	音更町地域包括支援センター一運営協議会	次にあげる事項について、審議を行うこと。 1 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（次項において「センター」という。）の設置等に関すること。 2 センターの運営に関すること。 3 地域の連携及び支援体制に関すること。 4 その他音更町地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるもの。	20人以内	2年
	音更町養護老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号及び第3号に規定する措置に関することについて、審議を行うこと。	5人以内	2年
	音更町自立支援協議会	次にあげる事項について、審議及び調査等を行うこと。 1 障がい者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条にあげる相談支援事業（第5項において「相談支援事業」という。）の運営評価等の実施に関すること。 2 困難事例への対応のあり方に関すること。 3 地域の関係機関によるネットワークに関すること。 4 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。 5 相談支援事業の機能の強化に関すること。 6 その他音更町自立支援協議会が必要と認めるもの。	10人以内	2年

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
	音更町障害児 保育実施判定 委員会	障がい児保育に関する次にあげる事項について、審議を行うこと。 1 入園基準に関すること。 2 入園、退園等の可否に関すること。 3 入園順位に関すること。 4 その他障がい児保育に関し必要な事項。	3人	2年
	音更町勤労者 福祉審議会	勤労者福祉に関する事項について、審議及び調査等を行うこと。	10人以内	2年
	音更町地籍調 査推進委員会	次にあげる事務を行うこと。 1 地籍調査の趣旨の普及及び宣伝を行うこと。 2 一筆地調査の実施にあたり、境界の確定等に必要作業を行うこと。 3 境界紛争等の解決を図るため協力をすること。 4 その他地籍調査の実施に関し、その促進及び協力に関する事務。	1 学識経験を有する者 2人 2 調査地区内代表者 若干人	1 学識経験を有する者3年 2 調査地区内代表者 当該調査地区の地籍調査が完了するまでの期間
	音更町都市計 画審議会	次にあげる事務を行うこと。 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）によりその権限に属する事項の調査審議を行うこと。 2 その他都市計画に関し必要な事項の調査審議を行うこと。	12人以内	2年
	音更町住宅委 員会	次にあげる事項について、審議を行うこと。 1 住宅の総合計画に関すること。 2 公営住宅入居者の選考及び家賃に関すること。 3 その他住宅に関し必要な事項。	18人以内	2年
教育委員 会	音更町就学指 導委員会	障害のある児童生徒等の特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級への就学指導について、審議を行うこと。	25人以内	2年
	音更町就学援 助審議会	次にあげる事項について、審議を行うこと。 1 就学援助に関し準要保護児童生徒（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している児童及び生徒をいう。）の認定基準に関すること。 2 その他就学援助に関し必要な事項。	16人以内	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町いじめ 問題等対策委 員会	いじめの未然防止及び早期発見のため、次にあげる事務を行うこと。 1 町内の実態を把握する事務。 2 いじめに係る諸問題を協議する事務。	12人以内	1年
	音更町児童生 徒文化・スポ ーツ賞選考委 員会	音更町児童生徒文化・スポーツ賞の受賞者の選考について、審議を行うこと。	5人	1年
	音更町生涯学 習推進協議会	次にあげる事項について、審議を行うこと。 1 生涯学習の計画に関すること。 2 生涯学習の事業に関すること。 3 生涯学習の奨励普及に関すること。 4 その他生涯学習の推進に関し必要な事項。	10人以内	2年
	音更町青少年 対策委員会	青少年に関する諸対策について、審議及び調査を行うこと。	15人以内	2年

備考 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 1-2 音更町防災会議規則【本編第3章第1節】【地震第1章第4節】

### ○音更町防災会議規則

平成22年3月26日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例(平成22年音更町条例第1号。以下「条例」という。) 第4条の規定に基づき、音更町防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員)

第2条 防災会議は、条例第3条の規定により防災会議を組織する委員(以下「委員」という。)のほか、会長をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 町の教育委員会の教育長及び教育部長
  - (7) とかち広域消防事務組合音更消防署長及び音更町消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (9) その他町長が特に任命する者
- 6 委員は、再任を妨げない。
- 7 第5項第9号に掲げる委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする。

(会議)

第3条 防災会議の会議は、会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部情報・防災課において行う。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月27日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月31日規則第30号)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 1-3 音更町災害対策本部条例【本編第3章第2節】【地震第3章第1節】

#### ○音更町災害対策本部条例

昭和38年1月22日

条例第2号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、音更町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成12年3月27日条例第15号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 1-4 災害情報等報告取扱要領【本編第5章第1節】【地震第3章第3節】

### ○災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

#### (1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの。
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町が軽微であっても十勝総合振興局から判断して報告を要すると認められるもの。
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- キ その他特に指示のあった災害。

#### (2) 報告の種類及び内容

##### ア 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式1（資料編7-11：災害情報報告）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

##### イ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定地方公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

##### (ア) 速報

被害発生後、直ちに様式2（資料編7-12：被害状況報告）により件数のみ報告すること。

##### (イ) 中間報告

被害状況が判明次第、様式2（資料編7-12：被害状況報告）により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### (ウ) 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に様式2（資料編7-12：被害状況報告）により報告すること。

##### ウ その他の報告

災害の報告は、ア及びイによるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

#### (3) 報告の方法

ア 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

イ 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

#### (4) 被害状況判定基準

被害状況判定基準は、資料編2-2の被害状況判定基準のとおりとする。

※資料編2-2：被害状況判定基準

※資料編7-11：災害情報報告（様式1）

※資料編7-12：被害状況報告（様式2）



## 1-5 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱【本編第5章第8節】【地震第3章第11節】

### 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6) 委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

#### 第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。  
2 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

### 第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。  
2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。  
2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

- 2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

- 2 航空機の運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第12条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。
- 3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

## 第4章 使用手続

(使用予定表)

第18条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定につい

て、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

（航空機の使用申請）

第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（航空機の使用承認）

第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

## 第5章 安全管理等

（安全管理）

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（運航指揮者の責務）

第22条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

## 第6章 教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（自隊訓練）

第24条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

## 第7章 事故対策等

（捜索及び救難体制の確立）

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(記録及び保存)

第28条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 1-6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領【本編第5章第8節】【地震第3章第11節】

### 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

① 一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出  
高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防衛活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。



## 1-7 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領【本編第5章第8節】【地震第3章第11節】

### 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

#### (1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

#### (2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

#### (3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等

と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## 1-8 音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱【本編第4章第7節】

### 音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、音更町地域防災計画第4章第7節に規定する避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画及び音更町地域防災計画（地震防災計画）第2章第9節に規定する避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画に基づき、要支援者が災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において地域の中で支援が受けられるようにするため又は救急時においても迅速な救命活動が受けられるようにするための制度を整備することにより、要支援者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「要支援者」とは、本町に住民票を置き、生活の基盤が自宅にある者で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、災害時又は救急時における地域での支援が必要な避難行動要支援者をいう。

- (1) 音更町身体障害者福祉法施行規則（平成15年音更町規則第5号）第2条に規定する身体障害者更生指導台帳に記載されている者であって、障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等を有するもの
- (2) 音更町知的障害者福祉法施行規則（平成15年音更町規則第6号）第2条に規定する知的障害者指導台帳に記載されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項に規定する要介護状態区分が要介護認定2以上であって、介護保険サービス（介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム等を除く。）を受けている者
- (5) 65歳以上の一人世帯又は65歳以上の高齢者夫婦世帯
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者のほか、町長が必要と認める者

#### (要支援者名簿登録の申請等)

第3条 災害時又は救急時に備えて避難行動要支援者名簿（別記第1号様式。以下「要支援者名簿」という。）への登録を希望する者は、避難行動要支援者登録申請書（兼現況届）（別記第2号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、民生委員及び関係機関の協力を得て、要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。
- 3 町長は、申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、要支援者名簿に登録するものとする。
- 4 町長は、要支援者名簿に登録された要支援者（以下「登録者」という。）について、心身の状況、家族構成、関係支援者等の直近の実態を把握するため、毎年、関係機関等の協力の下現況調査をす

るものとする。

- 5 町長は、要支援者が、要支援者名簿への登録を希望しない場合であっても、災害時に地域での支援が必要と認められるときは、当該要支援者を要支援者名簿に登録するものとする。

(要支援者名簿の保管及び情報の提供)

第4条 要支援者名簿の原本は、町が責任をもって保管し、要支援者名簿の副本（要支援者名簿に記載された個人情報を行行政区、民生委員、自主防災組織その他の関係者（以下「自主防災組織等」という。）に提供することに同意した登録者に係るものに限る。以下この条（第3項を除く。）及び第7条において同じ。）は、民生委員が保管するものとする。

- 2 町長は、災害等の発生に備え、自主防災組織等に要支援者名簿の副本を提供することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長は、災害時に登録者の生命又は身体を災害から保護するために地域での支援が特に必要であると認めるときは、当該支援に必要な限度で、自主防災組織等に対し、第1項の同意の有無によらず要支援者名簿の副本を提供することができる。
- 4 自主防災組織等は、第2項の規定により要支援者名簿の副本の提供を受けようとするとき又は要支援者名簿の副本を管理させる者（以下「管理者」という。）を変更したときは、避難行動要支援者名簿副本提供依頼書（別記第3号様式）に管理者からの誓約書（別記第4号様式）を添付して町長に提出しなければならない。

(町及び自主防災組織等による支援)

第5条 町及び自主防災組織等は、要支援者名簿を活用して災害時における安否確認、避難誘導、救出活動、断水による給水等を行うほか、これらの活動を容易にするために日常生活における声かけ、相談その他の支援を行うものとする。

(自主防災組織等の義務)

第6条 自主防災組織等は、前条に掲げる支援以外の目的で要支援者名簿を利用してはならない。

- 2 自主防災組織等は、要支援者名簿に記載された個人情報及び支援上知り得た個人情報の秘密事項について他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

(登録事項の変更)

第7条 登録者は、要支援者名簿に記載された事項に変更が生じたときは、直接に又は民生委員を通じて町長に報告するものとする。

- 2 町長は、前項の報告により要支援者名簿に記載された事項に変更が生じたことを知ったときは、要支援者名簿を変更するとともに、第4条第1項の同意を得た登録者に係る変更の場合にあっては、同項同条第2項の規定により要支援者名簿の副本を提供した民生委員及び管理者にその旨を通知するものとする。

(救急医療情報キットの内容)

第8条 救急医療情報キット（以下「情報キット」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 保管容器

(2) 保管者ステッカー

(救急医療情報キットの配付等)

第9条 登録者及び登録者以外の者で情報キットの配布を希望するものは、救急医療情報キット配付申請書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、申請者に情報キットを配付するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を交付する。

(1) 登録者 要支援者名簿の副本

(2) 登録者以外の者 救急医療情報シート（別記第6号様式）

3 町長は、救急医療情報キット配布者名簿（別記第7号様式）を備え、前項の規定により情報キットを配付した者をこれに登載する。

4 町長は、破損、紛失等再配付の必要があると認めるときは、情報キットを再配付することができる。

(費用負担)

第10条 情報キットは、無償で配付する。

(情報キットの管理)

第11条 情報キットの配付を受けた者は、善良な管理のもとに情報キットを使用し、譲渡又は貸付けてはならないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に作成されている災害時要援護者登録台帳は、改正後の第3条の規定により作成された災害時又は救急時要援護者登録台帳とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に作成されている災害時又は救急時要援護者登録台帳は、改正後の第3条の規定により作成された避難行動要支援者名簿とみなす。